

千葉県報

号外
令和5年5月23日

主要目次

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

一

規

則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十三号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年千葉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表特例条別表第四十八号上欄下に規定する宅地造成等規制法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項上欄中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）」に改め、同項下欄中「以下」を「昭和四十三年千葉県規則第七十二号。以下」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八